

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う事業者を、プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

伊勢市学校図書館活性化支援事業は、学校図書館ガイドライン（文部科学省）を踏まえ、市内公立小中学校における学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を維持し、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教職員による学校図書館の利用の一層の促進に資するために学校図書館員を配置し、学校図書館の活性化を支援することを目的とするものである。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託
- (2) 業務内容 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に該当しないことが明らかとなった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の業種分類で登録されていること。
2401 運営・管理 施設運営・管理
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 伊勢市暴力団排除条例第 8 条の規定に該当する者でないこと。
- (6) ISO/IEC27001 (ISMS) 又はプライバシーマークのいずれかの認証資格を取得していること。
- (7) 人口 10 万人以上の自治体における学校図書館への司書配置業務又は学校図書館運営業務委託の元請けの履行実績を有すること。

4 プロポーザル参加仕様書

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託プロポーザル参加仕様書のとおり

5 選定業務

選定に係る業務は、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会が伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託プロポーザル選定要領に基づき行う。

6 庶務

プロポーザルの実施に係る庶務は、伊勢市教育委員会事務局教育メディア課が行う。